

# 島根県特別職報酬等審議会

## 説明資料① (改定の必要性)

令和8年4月28日

島根県

# 目次

## I 関係法令等

(1) 島根県附属機関設置条例	.....	1
(2) 島根県特別職報酬等審議会組織、運営等に関する規則	.....	2
(3) 地方自治法	.....	3
(4) 特別職の職員の給与等に関する条例	.....	4
(5) 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例	.....	5
(6) 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例	.....	6

## 2 改定の必要性を判断いただくための資料

(1) 島根県の特別職報酬等の改定状況(平成5年以降)	.....	8
(2) 島根県の一般職給与の改定状況(月例給)	.....	9
(3) 令和7年人事委員会勧告以降に報酬等を改定した団体の状況	.....	10
(4) 各都道府県の特別職報酬等の状況(令和8年4月1日時点)	.....	11

# 島根県附属機関設置条例

(昭和 43 年島根県条例第 15 号)

(この条例の趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及びその担当事務)

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に同表の中欄に掲げる附属機関を置き、その担当事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

別表(第 2 条関係)

執行機関	附属機関	担当事務
知事	島根県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料及び退職手当の改定について審議すること。
	(略)	(略)

# 島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則

(昭和45年島根県規則第4号)

## (趣旨)

第1条 この規則は、島根県附属機関設置条例(昭和43年島根県条例第15号)第3条の規定に基づき、島根県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、委員は、島根県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

## (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 地方自治法（抜粋）

（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）

（議員報酬及び費用弁償）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 203 条の 2 （略）

（給料、手当及び旅費）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 （略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与等の支給制限）

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

## 特別職の職員の給与等に関する条例

(昭和 23 年島根県条例第 88 号)

第 1 条 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び条例で指定する秘書の給料その他の給与については別に定めるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

第 2 条 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)に給料を支給する。

2 給料の支給については、職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。)に対する給料の支給の例による。

3 前項の場合において、給料の月額は、第 1 号表による。

第 3 条～第 5 条

(以下略)

第 1 号表(第 2 条関係)

区分	給料の月額
知事	1,290,000 円
副知事	1,010,000 円
(以下略)	

## 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例

(昭和 30 年島根県条例第 23 号)

第 1 条 次の各号に掲げる職員であつて、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職(職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号)第 15 条の 5 第 1 項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次条において同じ。)し、又は死亡した職員(知事の定める職員を除く。)についても、同様とする。

- (1) 知事
  - (2) 副知事
- (以下略)

第 2 条 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前条各号列記以外の部分後段の職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 175 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

第 3 条 (略)

### 【参考】

知事・副知事の年間の給与支給額は次のとおりとなっています。

職名	年間支給額 (特例減額後※)			(参考) 特例減額をしない場合の年間支給額
	給料	期末手当		
知事	13,932,000 円	5,892,075 円	19,824,075 円	22,026,750 円
副知事	11,150,400 円	4,715,690 円	15,866,090 円	17,245,750 円

※ 知事、副知事は令和 9 年 4 月 29 日までの間、特例減額を行っています。

減額率 知事：10%、副知事：8%

# 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

(平成14年島根県条例第35号)

(趣旨)

第1条 議会の議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 議員報酬は、毎月これを支給する。

第3条～第6条

(略)

(期末手当)

第7条 議員であって、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(職員の給与に関する条例第15条の5第1項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次項において同じ。)し、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段の議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第8条

(略)

別表第 1(第 2 条関係)

区分	議員報酬の額
議長	980,000 円
副議長	860,000 円
その他の議員	800,000 円

(以下略)

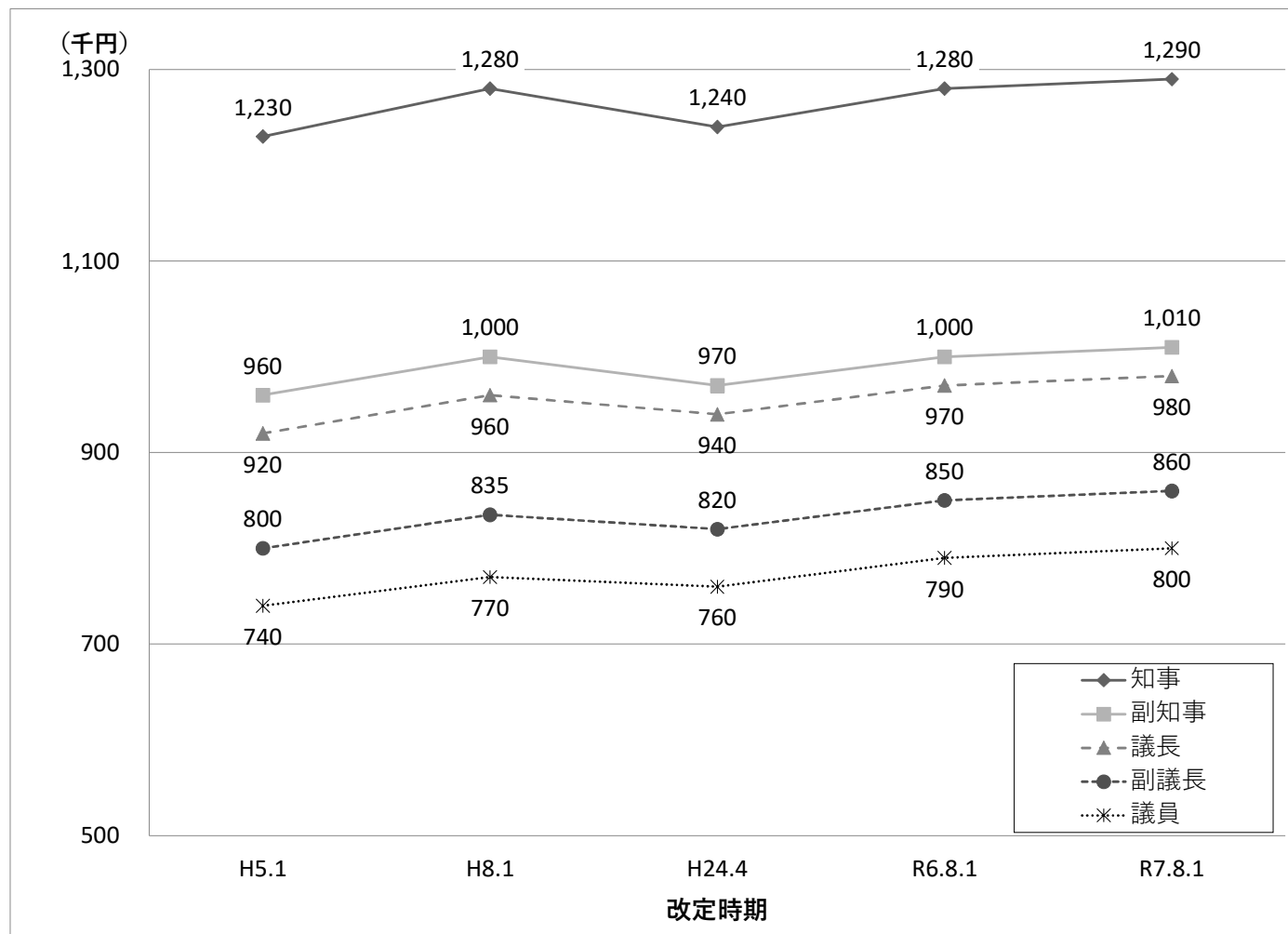
**【参考】**

議長、副議長、議員の年間の報酬等支給額は次のとおりとなっています。

職名	年間支給額		
	報酬	期末手当	
議長	11,760,000 円	4,973,500 円	16,733,500 円
副議長	10,320,000 円	4,364,500 円	14,684,500 円
議員	9,600,000 円	4,060,000 円	13,660,000 円

## 島根県の特別職報酬等の改定状況（平成5年以降）

- 一般職の給与改定の状況を踏まえ、R6年、R7年と2年連続で特別職の報酬を改定
- 令和6年は、平成24年から令和5年までの一般職平均の累積給与改定率3.59%を根拠に改定
- 令和7年は、令和6年の部長級の給与改定率0.7%を根拠に改定（参考 一般職平均は2.65%）



職名	改定時期				
	H5.1.1	H8.1.1	H24.4.1	R6.8.1	R7.8.1
知事	1,230,000 円	1,280,000 円	1,240,000 円	1,280,000 円	1,290,000 円
	(115.0%)	(104.1%)	(96.9%)	(103.2%)	(100.8%)
副知事	960,000 円	1,000,000 円	970,000 円	1,000,000 円	1,010,000 円
	(115.7%)	(104.2%)	(97.0%)	(103.1%)	(101.0%)
議長	920,000 円	960,000 円	940,000 円	970,000 円	980,000 円
	(115.0%)	(104.3%)	(97.9%)	(103.2%)	(101.0%)
副議長	800,000 円	835,000 円	820,000 円	850,000 円	860,000 円
	(115.9%)	(104.4%)	(98.2%)	(103.7%)	(101.2%)
議員	740,000 円	770,000 円	760,000 円	790,000 円	800,000 円
	(115.6%)	(104.1%)	(98.7%)	(103.9%)	(101.3%)

（注）括弧書の数字は、改定前の額を100とした場合の伸び率

## 島根県の一般職給与の改定状況（月例給）

### 1 令和7年 人事委員会勧告の内容

月例給を平均 3.29% 引上げ（参考 令和6年 平均 2.65% 引上げ）

部長級は 2.39% 引上げ（参考 令和6年 0.7% 引上げ）

[令和7年 改定率（行政職給料表適用職員の級別）]

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	一般職 平均
職名	主事	主任主事	係長	困難係長	課長補佐	課長	困難課長	次長	部長	
改定率	5.38%	4.34%	3.55%	3.00%	2.87%	2.58%	2.56%	2.54%	2.39%	3.29%

[参考 令和6年改定率（行政職給料表適用職員の級別）]

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	一般職 平均
職名	主事	主任主事	係長	困難係長	課長補佐	課長	困難課長	次長	部長	
改定率	10.48%	7.46%	3.48%	1.05%	0.83%	0.76%	0.77%	0.75%	0.70%	2.65%

### 2 令和7年 一般職の給与改定

人事委員会の勧告どおり給与改定を実施

令和7年人事委員会勧告以降に報酬等の改定を行った団体の状況(令和8年4月1日時点)

■一般職の部長級等の平均給与改定率等を用いた団体(6団体)

(単位:千円)

団体名	区分	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
岩手	改定前	1,250	970	R6.10.1	910	820	790	R6.10.1
	改定後	1,290	1,000	R7.10.1	940	850	820	R7.10.1
	改定額	40	30		30	30	30	
山形	改定前	1,240	954	H31.4.1	904	807	778	H31.4.1
	改定後	1,289	991	R8.1.1	939	839	808	R8.1.1
	改定額	49	37		35	32	30	
東京	改定前	1,476	1,205	R7.4.1	1,288	1,162	1,036	R7.4.1
	改定後	1,517	1,238	R8.4.1	1,324	1,194	1,065	R8.4.1
	改定額	41	33		36	32	29	
愛知	改定前	1,411	1,118	R7.1.1	1,237	1,088	999	R7.1.1
	改定後	1,450	1,149	R8.1.1	1,271	1,118	1,026	R8.1.1
	改定額	39	31		34	30	27	
三重	改定前	1,300	1,025	R7.4.1	1,036	914	843	R7.4.1
	改定後	※(1,334)	1,052	(知事R8.10.1) 副知事R8.4.1	1,063	938	865	R8.4.1
	改定額	(34)	27		27	24	22	
高知	改定前	1,220	940	H22.4.1	900	820	770	H22.4.1
	改定後	1,310	1,010	R8.4.1	970	880	830	R8.4.1
	改定額	90	70		70	60	60	

※三重県:職員の不祥事を受け、答申の引上げ時期(R8.4.1)を、知事のみ6カ月先送りしてR8.10.1から引上げ

■一般職の平均給与改定率を用いた団体(2団体)

(単位:千円)

団体名	区分	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
栃木	改定前	1,290	1,010	知事H20.1.1 副知事H19.4.1	990	900	830	H20.1.1
	改定後	1,370	1,080	R8.4.1	1,060	960	890	R8.4.1
	改定額	80	70		70	60	60	
鳥取	改定前	1,200	945	R6.4.1(遡及)	999	871	813	R6.4.1(遡及)
	改定後	1,237	974	R7.4.1(遡及)	改定なし			
	改定額	37	29		改定なし			

■その他の根拠を用いた団体(5団体)

(単位:千円)

団体名	区分	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
北海道	改定前	1,380	1,100	H4.10.1	1,160	1,040	900	H4.10.1
	改定後	1,450	1,150	R8.4.1	1,210	1,090	940	R8.4.1
	改定額	70	50		50	50	40	
秋田	改定前	1,210	930	H18.7.1	910	810	780	H5.4.1
	改定後	1,240	950	R8.4.1	930	830	800	R8.4.1
	改定額	30	20		20	20	20	
茨城	改定前	1,340	1,080	H7.4.1	1,010	900	850	H7.4.1
	改定後	1,380	1,090	R8.4.1	1,100	980	900	R8.4.1
	改定額	40	10		90	80	50	
新潟	改定前	1,300	1,018	R7.4.1	1,008	882	807	R7.4.1
	改定後	1,326	1,038	R8.4.1	1,028	900	823	R8.4.1
	改定額	26	20		20	18	16	
京都	改定前	1,292	1,023	H18.4.1	1,120	1,030	960	H8.3.1
	改定後	1,413.4	1,119.1	R8.4.1	改定なし			
	改定額	121.4	96.1		改定なし			

各都道府県の特別職報酬等の状況(令和8年4月1日時点)

(単位:千円)

都道府県名	知事		副知事		議長		副議長		議員	
	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位
1 北海道	1,450	3	1,150	3	1,210	3	1,090	3	940	5
2 青森	1,260	35	970	40	910	43	810	46	780	37
3 岩手	1,290	30	1,000	30	940	40	850	40	820	25
4 宮城	1,340	14	1,040	18	1,040	16	930	16	860	16
5 秋田	1,240	40	950	45	930	42	830	44	800	32
6 山形	1,289	34	991	34	939	41	839	43	808	31
7 福島	1,320	18	1,030	20	1,010	20	900	19	830	21
8 茨城	1,380	10	1,090	10	1,100	11	980	9	900	9
9 栃木	1,370	11	1,080	11	1,060	15	960	13	890	10
10 群馬	1,310	21	1,060	13	980	27	920	17	830	21
11 埼玉	1,420	6	1,134	5	1,144	6	1,016	7	927	7
12 千葉	1,390	8	1,110	7	1,110	9	970	11	880	12
13 東京	1,517	2	1,238	1	1,324	1	1,194	1	1,065	1
14 神奈川	1,450	3	1,160	2	1,200	4	1,080	4	970	3
15 新潟	1,326	17	1,038	19	1,028	18	900	19	823	24
16 富山	1,300	24	1,020	22	910	43	860	33	780	37
17 石川	1,300	24	1,020	22	910	43	860	33	780	37
18 福井	1,300	24	1,020	22	910	43	860	33	780	37
19 山梨	1,250	38	960	44	910	43	820	45	770	45
20 長野	1,292	29	996	32	996	23	870	28	813	27
21 岐阜	1,340	14	1,060	13	1,020	19	920	17	850	17
22 静岡	1,349	13	1,102	8	1,061	14	937	15	865	14
23 愛知	1,450	3	1,149	4	1,271	2	1,118	2	1,026	2
24 三重	1,300	24	1,052	15	1,063	13	938	14	865	14
25 滋賀	1,320	18	1,030	20	1,030	17	900	19	840	18
26 京都	1,413	7	1,119	6	1,120	7	1,030	5	960	4
27 大阪	1,520	1	1,050	16	1,170	5	1,030	5	930	6
28 兵庫	1,340	14	1,050	16	1,080	12	985	8	880	12
29 奈良	1,214	46	947	47	965	36	843	41	778	44
30 和歌山	1,210	47	950	45	950	38	810	46	770	45
31 鳥取	1,237	44	974	39	999	22	871	27	813	27
32 島根	1,290	30	1,010	27	980	27	860	33	800	32
33 岡山	1,290	30	1,020	22	1,000	21	900	19	840	18
34 広島	1,389	9	1,091	9	1,113	8	964	12	901	8
35 山口	1,290	30	1,020	22	980	27	880	24	840	18
36 徳島	1,300	24	990	35	950	38	860	33	810	29
37 香川	1,310	21	1,000	30	960	37	860	33	810	29
38 愛媛	1,320	18	1,010	27	970	32	870	28	820	25
39 高知	1,310	21	1,010	27	970	32	880	24	830	21
40 福岡	1,350	12	1,080	11	1,110	9	980	9	890	10
41 佐賀	1,260	35	990	35	990	24	860	33	800	32
42 長崎	1,260	35	990	35	990	24	880	24	800	32
43 熊本	1,240	40	970	40	970	32	870	28	780	37
44 大分	1,243	39	992	33	982	26	867	32	782	36
45 宮崎	1,240	40	980	38	980	27	890	23	780	37
46 鹿児島	1,240	40	970	40	970	32	870	28	780	37
47 沖縄	1,230	45	970	40	980	27	840	42	750	47
全国平均	1,320		1,035		1,025		916		843	